

2 第二種動物取扱業

(1) 届出の対象

非営利の活動(動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など)であっても、人の住居部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物の取扱い(譲渡・展示・訓練等)をしようとする者は、第二種動物取扱業として、あらかじめ、飼養施設の所在する都道府県知事等への届出が必要です。

対象となる飼養予定頭数

- 馬・牛・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類及び特定動物・・・合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類・・・合計10頭以上
- 上記以外の動物(哺乳類・鳥類又は爬虫類)・・・合計50頭以上

対象となる飼養施設(人の住居部分と区分できる飼養施設)とは

- 専用の飼養施設がある
- 飼養のための人の住居部分と区分された部屋を設ける
- ケージ等により飼養場所が人の住居部分と区分されている

(2) 第二種動物取扱業者の義務、罰則など

飼養する動物の適正な飼養を確保するため、飼養施設に必要な設備を設けるとともに、逸走の防止、清潔な飼養環境の確保、騒音等の防止等が義務付けられます。不適切な場合は、都道府県知事等からの勧告・命令の対象になります。

また、無届出で第二種動物取扱業を行った場合は30万円以下の罰金などに処せられます。

